

諸外国における地方制度

——ロンドン・リヨンを中心に——

矢部勝彦

目次

- 1——はじめに
- 2——ロンドンの地方自治体
- 3——フランスの地方自治体
- 4——あとがき
- 5——参考文献・各市刊行資料

1——はじめに

昭和47年度の海外派遣研修生として約1ヶ月間、ヨーロッパの7ヶ国、主要14都市を飛び歩いてきた。それは筆者が抱いていた課題に対して、あまりにも短い期間であった。公式訪問したハマースミスとリヨンを含めて、研究というよりも、旅行の途上で立寄ったというほどでしかなかった。

そして、ヨーロッパの市民社会とわが国のそれとは、社会的にも文化的にも、それぞれの歴史的な基盤が異なることをあらためて実感してきた。

そのため、ここでは単なる比較論や我流の解釈を加えないで、筆者が入手してきた資料について、できるだけ忠実に紹介させていただきたい。

1・歴史的な動き

英国における地方自治体再編成の動きは、1950年代の初頭には、すでに幾つかの地域でその必要性が感じられはじめていた。

1950年の『イングランドとウエールズの地方自治体にかかる地位と地域に関する白書』とあい前後して、ロンドン地域内の再編成を要望する気運が急速に昂まり、中央政府は1957年に「大ロンドン地域内の地方自治体に関する王立委員会」を設立したのであった。

王立委員会の報告〈the Herbert Report〉の結論に若干の修正を加えた新しいシステムは、ロンドン自治法〈the London Government Act 1963〉のなかに加えられ、大ロンドン評議会とロンドン・バラ評議会による地方行政は、1965年4月1日をもって実施のはこびとなったのである。

なお、その後、ロンドン以外の地方行政再編成のために、別の王立委員会が設立されて、その報告書は1969年6月に提出されている。

このように、ロンドンの都市行政が再編成された背景には、英国の地方行政全般にわたる、歴史的な動きがあるわけである。

2・GLCとロンドン・バラ

ロンドン自治法によって設立された大ロンドン評議会〈the Greater London Council〉は、80万人に近い、人口を擁する611平方哩〈約1870平方料〉の地域を管轄することになった。

この地域は、かつてのロンドン県、28首都特別区、ミドルセックス県そしてクロイドン、イースト・ハム、ウエスト・ハムの3つの自治都市を包括するほか、エセックス、ハートホードシャー、ケント、サリーの4県の一部を編入することになった。そしてこれらの古い自治体は、新しいシステムの発足とともに姿を消したのであった。この地域の中で、ロンドン・バラ〈the London Boroughs〉が主要な地方自治体である関係上、全体の大ロンドンシティ〈City〉と呼ばないで、グレーター・ロンドンあるいは単にロンドンと呼ぶのであるが、それは広域にわたる行政と計画の必要がある業務〈Services〉

と総合計画〈Strategic planning〉の関係で、重要な機能を持っている。

それらを列記すると、総合計画、主要道路、交通規制、総合需要による住宅建設、大規模公園、主要下水道と終末処理、高潮洪水対策、じんかい終末処理、そして消防と救急サービス等である。

英国の地方行政のなかで、ロンドンの地位は独得である。GLCとロンドン・バラ評議会との関係は、県と地方都市との関係と同じではない。両者の関係は上下関係・優劣関係・監督関係という、いわゆる二階層制とは異なり、機能分担の結果として確立された各バラは、それぞれが、各地域内に広範囲な権限をもった、主要な、基礎的な自治体である。

3・評議会議員

ハーバート委員会の結論としては、ロンドン・バラの人口はそれぞれ25万人程度とすることとされていたが、結果的にはランベスとクロイドンの両バラが最も大きく33万人に近く、キングストン・アボン・テムズ・ロイヤル・バラでは僅か14万人強という人口分布となっている。

各バラには、おおむね60人の評議会議員〈councillor〉がいる。このように議員数が多い理由は、議員が彼らを選んだ住民と密接な接触を保持できるようにという配慮からである。

ハーバート委員会はその報告書の中で、「地方行政とは民主主義の生きた実例であり、その意味から、行政能率をどんなに向上させることができても、住民から選ばれた有能で公共目的をもった人たちが、彼らを選んだ住民に責任を負い、住民と常に接触する方法で地方政治に積極的に参加することを欠いたならば、意味を失うであろう」と述べている。

バラ評議会議員は、3年毎に完全な直接選挙によって選出される。バラの地域内に選挙区〈ward〉が設けられている。ウエストミンスターの場合には18、ハマースミスでは21選挙区に分かれ、通常は3ないし4人の議員が、各選挙区を単位に選出される。要するにその選挙区は狭い単位であって、平均有権者数は1議員当り4000人である。そのためにバラ評議会議員は、彼の選挙区の問題、住民一人一人のことも、現実的に知ることができるのである。

なお参考までに記すならば、議員はまったく自発的な立場で活動するものであり、その活動に対する給与は支給されない。

また、ほとんどの議員が保守党か労働党に所属している。

4・バラ評議会

ロンドン・バラの地方行政は、バラ評議会〈the Borough Council〉が責任主体である。

評議会は政党の系列で組織され、最多数の議員を擁する党が与党となり、評議会をリードする。第2党が野党議員をリードする。

評議会は市長〈Mayor〉と参事会員〈Alderman〉と評議会員〈councillor〉によって構成されている。

参事会員は10名であって、評議会によって選出される。その任期は6年であるが、3年毎に半数が改選される。市長は評議会によって、参事会員か評議員の中から、毎年改選される。つまり任期は1年である。市長に選出されたものは、その任期中は各政党間中立公平な立場で、議会の議長をつとめるほか、対市民的行事、あるいは儀式には、当局を代表する立場でその役割を演ずる。評議会の責務は広範囲にわたり複雑であるために、その事業は各委員会を通じて活動している。

各委員会は評議会議員の分担により構成されており、それらの委員会は大きな責任と共に、それぞれの担当する事業について、大部分の決定を行なうだけの十分な権限をもっているが、いくつかの重要事項については評議会の全体会議において検討する必要がある。また委員会が、市民討議の必要を認めて開催する場合には、その旨全体会議に報告するものとされている。

委員会の名称と担当分野その数は、各バラによって多少の差異があるが、各バラの地理的・歴史的・経済的・社会的な諸条件による特徴と必要性が反映されているわけである。

ウエストミンスター〈the city of Westminster〉とハマースミス〈London Borough of Hammersmith〉の委員会を例示すると表1の通りである。

一般的に評議会には政策委員会〈Policy Committee〉がある。この委員会だけは与党の議員だけで構成されており、広範囲にわたる政策指導方針を、評議会に勧告するのである。

表1 ロンドン・バラの委員会

the City of Westminster	London Borough of Hammersmith
Establishment	Administrative Services
Finance	Civic Amenities
General Services	Finance
Highways	Health and Environment
Housing	Housing
Management	Management and Policy
Policy	Staff Sub-
Social Services	
Town Planning	

<注> インナーロンドン・バラには教育委員会はない。

評議会と各委員会は、有給の専門家 <Professional> である行政職と技術職の職員によって支えられているわけであるが、各部局の業務については後述する。

5・評議会の会議

評議会の会議運営は議事進行規定 <the Standing Oder> によって規定されている。議事進行規定は地方自治法 <the Local Government Act 1933> とロンドン自治法 <the London Government Act 1963, 1967> の規定に基いて作られている。

議長としての市長は議事進行規定を解釈する最終決定権者である。

会議は年間を通じて、6週間周期で開催される。ただし夏期期間中は休会とされている。会議は通常は月曜日の19時に開会し、延長の動議が可決されない限り、22時30分に散会する。

評議会には年間を通じて2回の特別会議がある。来年度の予算を確定するための会議は3月に行なわれ、5月の定例会では来年度の市長選挙が行なわれる。

ここでは議事進行規定のすべてを紹介する紙数がないので、討論の方法と投票の方法について、特徴的な一部分を紹介しておく。

<1> 討論の方法

ある問題の最初の発言者に対して、発言時間を10分と規定し、反対発言者にも10分間を与え、その他の関連発言

者には5分間と規定している。発言時間を延長させるように議員からの表示があり、市長がその必要を認めたとときには、延長することができる。発言時間は正確に計られ、マイクロホンの機械操作によって、残り時間1分となったときにコハク色のランプが点灯し、残り時間がなくなったときには、赤いランプが点灯してマイクロホンのスイッチは自動的にきれる。

<2> 投票の方法

電子投票機が設備されているバラがあるが、各議員の机上に3つの投票ボタンがセットされており、賛成・反対・保留を表示できるようになっている。投票結果は議場正面の左右の壁にある電光表示板の上に、集計されて表われる。ある案件について投票が行なわれるときには、区切りのベル <the Division Bell> が会議場の外側で30秒間鳴らされ、席をはずしていた議員に知らせる。その後30秒経過すると扉が閉ざされ、役場書記 <town Clerk・事務総長> が立って“××の件に関する賛成・反対・保留の投票です。各議員は該当するボタンを押してください”と言う。全議員の投票が終了すると、役場書記は、自分の机の上にある計算ボタンを押す。そして確定された各投票数を市長が読みあげ、その結果を宣言する。

<3> その他

議事進行規定に規定されている主な管理職 <All the Chief officers of the Council> は評議会の会議に出席して、

新聞記者席の下側に着席する。また特別出席者は、市民傍聴席の下側に着席する。

6・各部局の事業と活動

評議会と各委員会の決定と事業は、各部局の活動を通じ

て実施されるわけであるが、各部局の組織もまた、バラ一によって多少の差異がある。

ここでは32のロンドン・バラのなかで中心的な立場にあり、最も規模が大きいウエストミンスターの例を中心にして紹介することにした。

ウエストミンスターの主要統計は表2に掲げた。

表2 ウエストミンスターの主要統計

1 Area.....	833 sq mls 5334 acres	23 Rateable Value	£114571603
2 Conservation Areas	1767 acres	24 Estimated Rate Income	£ 85639710
3 Mileage of Streets.....	211 miles	25 Estimated Product p Rate.....	£ 1100000
4 Open Spaces.....	1228 acres	RATEABLE PROPERTY <% of R/V>	
5-11 ELECTORATES <1972-73>			
5 Cities of London & Westminster.....	55177	26 Domestic	88050 <18.74%>
6 Paddington North.....	31601	27 Commercial.....	38589 <61.70%>
7 St Marylebone	46540	28 Industrial.....	43 <00.34%>
8 Paddington South.....	31609	29 Other Undertakings	104 <02.77%>
9 TOTAL PARLIAMENTARY ELECTORATE	164927	30 Ent/Rec'tional	601 <01.81%>
10 GREATER LONDON COUNCIL	165140	31 Educ/Cultural.....	240 <01.38%>
11 WESTMINSTER CITY COUNCIL...	161082	32 Miscellaneous.....	4198 <13.26%>
12-22 PEOPLE			
12 Population : resident.....	237250 <6/70>	TOTAL 4/72	
13 daytime.....	809100 <est>	131825 <100.00%>	
14 Birth rate x 1000 <adjusted>	08.72 <1970>	RATE <fixed 6 3 72>	
15 Births : live.....	2765 <1970>	33 Domestic.....	69½p in the £
16 Children in City's Care.....	747 <9/71>	34 Mixed	75p in the £
17 Death rate x 1000 <adjusted>	12.45 <1970>	35 Other	80p in the £
18 Deaths.....	2806 <1970>	RATE DISPERSAL	
19 Suicides.....	69 <1970>	36 ILEA	£40700000
20 Burials	589 <1970>	37 GLC.....	£18700000
21 Cremations	2058 <1970>	38 Police	£10560000
22 Marriages TOTAL at 31 3 71	*4150	39 Rate Equalisation	£ 8700710
City of Westminster.....	1977	40 CITY COUNCIL	£ 6979000
Paddington	900	HOW £1 OF RATES IS SPENT	
St Marylebone	1183	41 Education	42p
*from ALL Registers in the City		42 Police/Fire/Ambulance	20p
		43 Health/Social Services.....	10p
		44 Housing	8p
		45 Highways and Planning	5p
		46 Cultural and Recreational	8p
		47 Rate Equalisation Scheme	7p

部局は12局 <Departments>に分かれている。各局の名称と担当事業および業務は、要約すると次の通りである。

<1>書記局 <Town clerk's Department>

伝統ある役職名「役場書記」 <Town clerk> は市評議会の事務総長 <the chief executive> である。彼はすべての業務の調整と効果的な運営に対して、総合的な責任を負い、評議会の政策を遂行することと実現することがその任務である。彼は評議会と各局そして他の公共機関との事務手続を管理監督する立場にある。

彼は評議会の会議において、評議会の権限と義務の行使について、あるいは手続上の疑問があるときなど、必要があるときに助言をする。そしてすべての会議の記録を調整している。

執行上の矛盾や重複を避けるために、各種委員会活動の調整を図ることは、彼の担当である。また市長に関係するすべての事柄について、彼は市長に助言するとともに、すべての重要な市の行事に市長と同席する。

役場書記は選挙人登録官吏として、市内の国会議員選挙と地方選挙の選挙人名簿を確定し、各選挙を管理する。出生、死亡、婚姻に関する登記官吏と地方賃貸官吏は役場書記の監督下にある。

役場書記の任務として、度量衡の調査、露天商の許可、雇用斡旋所、マッサージ施設、フィルム、セルロイド、火薬類、質屋等の許認可事務のような公共統制委員会 <the Public Control Committee> に関する広範囲な各種の問題も担当している。

新聞へのすべての伝達と、質問への回答は書記局で取扱われており、他の情報サービスも用意している。その中には市民生活相談所 <the Family Welfare Association> も含まれている。

組織吏員 <Establishment Officer> を通じて、役場書記は各部局職員の給料賃金、労働条件に影響を与える決定と実施の調整を行なう。

役場書記は市評議会と職員のための設備要求について、評議会に助言をし、また市庁舎内の施設とその他の行政建築物が、正当に維持されるように管理している。

<2>市法務局 <City Solicitor's Department>

市法務監 <the City Solicitor> とその職員の基本的な役割りは、評議会の義務と権限と、その法的事業の遂行にかかわるすべての法的問題について、評議会に助言を

する。

住宅開発、道路改良のような計画のための用地買収、抵当物件の表示登記についての同意、不動産の用途変更の許可、市有財産の賃貸契約などの法的業務を担当している。

市法務監は地方裁判所の法廷に、評議会の代表として出席する。裁判の準備と弁護活動は法務監の責任である。偉大な歴史と価値ある建造物が所在する都市内での計画規制について、歴史的な建築物の保存のために、どのような再開発も許さない「建物保存告示」をすることも含まれる。

大都市の中心部における重要な点は、樹木保存命令の実施である。これは樹木を保存し、美観を確保するためである。

市法務監も職員も、個人的な法律問題について助言する立場にはないが、照会があった場合には可能な限り援助している。ただし評議会に直接、間接的に関係ある問題に限られるわけである。

<3>財政局 <Finance Department>

評議会に代って、金銭の支払いと受領を専門に担当しているのは市収入役 <the City Treasurer> とその職員である。

市の業務に支出するための収入予算とその総額に匹敵する支出額とが流動している。この膨大な支出は注意深い計画を必要とし、評議会が行なう数年先までの見通しに立った資金計画を作り、市財政の安定について合理的な目安を確立する。これら財政計画の問題を扱う財政局の業務は活動的である。

市収入役は、支出責任者としての役割りをもっているもので、職員に給料賃金を支払い、その国民保険、所得税、年金等の複雑な仕事を扱っている。そのほか市に出入りする業者への債務の支払いも扱っている。

財政局の業務の中で、見落せないものの一つに、駐車場からの収入がある。ウエストミンスターの場合には、パーキング・メーター計画と居住者用駐車施設の導入により、年間6億5千万円 <125万ポンド> の収入をもたらした。

これらすべての財政操作は、高度な機械化なしに円滑な処理はできない。1969年までは伝統的なキー・ボードとパンチカード会計機、硬貨勘定機等を使用してきたが、

コンピューター化への移行はすでに始められており、他のパラート提携し、コンピューター計画と開発が進められている。

<4>市不動産鑑定局<City Valuer's Department>
不動産の取得と管理、都市計画委員会による事業の実施から派生するすべての補償問題について、評議会に助言する。

また住宅建築法に基づく長期資金借入れのための申込み条件とする物件の担保価値、課税または保険のための評価などについて助言する任務を負っている。

<5>住宅局<Housing Department>

ウエストミンスターの場合、市評議会は13,000戸の住宅を所有し、新しい住宅は毎年720戸の割合いで計画されている。

多くの古くからある住宅は改良されるために、あるいは敷地を整理して再開発するために買収されている。具体的な個々の計画については省略するが、基本的な考え方としては、市民もコミュニティも、彼らの古くからある特質を新しい環境の中に残している点である。

<6>建築計画局<Department of Architecture and Planning>

その名称が示すように、建築計画局は2つの主要な機能をもっている。

建築部の責務は、評議会の業務が要求する広範な各種建物、住宅、保健所、老人ホーム、子供の家、駐車場、各種倉庫等の設計と建設を含んでいる。

それらの建築物の保守は、同様に局において取扱われている。ただし住宅局によって管理されている住宅と共同住宅は除かれている。近代的産業ビル建設技術は、現在では大規模な住宅開発の場合に用いられている。

計画部の役割りは2つの分野をもっている。第1には評議会の他局との連携の中で、市の未来構造を形成する、新開発計画を作成することである。評議会独自の諸業務をいかに実施するかは決定とは別に、計画は人口の密度、雇用、公共広場、既存の建物をも含めて日照基準を確立すること、駐車場、広場等を検討する。そしてまた美観地区、静養地区、稀少美質地区、その他伝統的な技能産業地区等の独得な地域に対する政策原案の作成などがある。

大ロンドン評議会で作成された地域計画のわく組みの範

囲内で、開発業者から提出される許可申請を取扱っている。

計画部には都市意匠課<Civic Design Section>があって、その職員は、建設される新しい建物のデザインや敷地の使い方が、その環境と将来の都市計画との関連に合っているかどうか、常に助言できる体制にある。

局のその他の仕事は、ロンドン建築法<London Building Acts>と住宅建設法<Housing Acts>に基いた建築規制による監視をすることである。建築規制課のこの仕事は、火災事故の場合の安全性を確実にすることまでを含めて、広範囲に及んでいる。

局の役割りは、このように公私の需要が計画の中で、相互に結合作図されるように図り、そして局の助言について都市計画委員会<Town Planning Committee>はこれらの計画を実現する必要な決定を行なうのである。

7・その他の局等について

以上に述べてきたように、各局の紹介をするには、あと7局が残されている。与えられた紙数を越えてしまうようであるが、そのほか、フランスの地方自治体についても紹介しなければならないため、ここでは局の名称を次に掲げておくことにする。

市技師局<City Engineer's Dept >

清掃局<Cleansing Dept >

福祉局<Welfare Dept >

児童局<Children's Dept >

保健局<Health Dept >

浴場・公会堂局<Baths and Halls Dept >

図書館<Libraries>

これら各局の事業内容にも、興味あるものが多いので、いずれ機会があればご紹介したいと思っている。

ロンドンの都市行政は、市評議会の関係でロンドン・バラ協会<London Boroughs Association>が担う役割りも大きい。これについては筆者の「研修レポート」に若干の紹介があるので参照されたい。

また、民間の自主団体あるいは各種委員会等の活動と市評議会との関係にも言及したかった。これらの活動が、ロンドンの地域行政をカバーしている分野もあるわけである。いずれ機会があれば、詳しく紹介したいと思っている。

図 ロンドン・バラとウエストミンスターの位置



表3 ロンドン・バラ等の庁舎所在地<電話>

GREATER LONDON

GREATER LONDON COUNCIL: County Hall, London, S.E.1 (633-5000)
 CORPORATION OF THE CITY OF LONDON: Guildhall, London, E.C.2 (606-3030)

INNER LONDON BOROUGHS

CAMDEN: Town Hall, Euston Road, N.W.1 (278-4444)
 GREENWICH: T.H., Wellington Street, Woolwich, S.E.18 (854-8888)
 HACKNEY: T.H., Hackney, E 8 (986-3123)
 HAMMERSMITH: T.H., Hammersmith, W.6 (748-3020)
 ISLINGTON: T.H., Upper Street, N.1 (226-1234)
 KENSINGTON AND CHELSEA: T.H., Kensington High Street, Kensington, W 8 (937-5464)
 LAMBETH: T.H., Brixton Hill, S.W.2 (274-7722)
 LEWISHAM: T.H., Catford, S.E.6 (690-4343)
 SOUTHWARK: T.H., Peckham Road, S.E.5 (703-6311)
 TOWER HAMLETS: T.H., Cambridge Heath Road, London, E.2 (980-4831)
 WANDSWORTH: Municipal Buildings, Wandsworth High Street, S.W.18 (874-6464)
 WESTMINSTER (City): Westminster City Hall, Victoria Street, S.W.1 (828-8070)

OUTER LONDON BOROUGHS

BARKING: Civic Centre, Dagenham, Essex (592-4500)
 BARNET: T.H., The Burroughs, Hendon, NW4 4BG (202-8282)
 BEXLEY: T.H., Erith, Kent (303-7777)
 BRENT: T.H., Forty Lane, Wembley Park, Middlesex (903-1400)
 BROMLEY: T.H., Widmore Road, Bromley, BR1 1SB (464-3333)
 CROYDON: Taberner House, Croydon, Surrey (686-4433)
 EALING: T.H., Ealing, W.5 (567-3456)
 ENFIELD: Civic Centre, Silver Street, Enfield, Middlesex (363-5311)
 HARINGEY: Civic Centre, High Road, Wood Green, N.22 (888-1282)
 HARROW: Harrow Weald Lodge, 92 Uxbridge Road, Harrow Weald, Middlesex (954-2370)
 HAVERING: T.H., Main Road, Romford, Essex (70-46040)
 HILLINGDON: T.H., Wood End Green Road, Hayes, Middlesex (848-8700)
 HOUNSLOW: T.H., Treaty Road, Hounslow, Middlesex (572-2561)
 KINGSTON-UPON-THAMES: Guildhall, High Street, Kingston-upon-Thames, Surrey (546-2121)
 MERTON: T.H., Broadway, S.W.19 (946-8070)
 NEWHAM: T.H., High Street South, East Ham, E.6 (472-1430)
 REDBRIDGE: T.H., High Road, Ilford, Essex (478-3020)
 RICHMOND-UPON-THAMES: Municipal Offices, Twickenham, Middlesex (892-4466)
 SUTTON: Civic Offices, 3 Throwley Road, Sutton, Surrey (642-6060)
 WALTHAM FOREST: T.H., Forest Road, Walthamstow, E17 4JF (527-5544)

3 フランスの地方自治体

1・コミューヌと行政法

フランスの地方自治体の基礎的な単位がコミューヌ (une commune) であることは、すでによく知られているが、その地域と人口は実に多様である。

フランスには37,700のコミューヌがある。リヨンそしてマルセイユなどの大都市を筆頭に、人口が200人未満でありながら512ヘクタールの地域をもっている村まである。パリ郊外では、259ヘクタールに3万人が居住している一方、最も広大な地域をもつコミューヌはシャモニーであって、24,500ヘクタールである。

また人口10万人以上の都市を形成しているコミューヌは、1968年3月の統計によれば50都市であって、そのうち31都市が人口20万未満である。

これらのコミューヌは、そのほとんどが自然に形成された社会であって、最も古いものでは、ローマ法の中でも認められている例があるといわれているように、長い歴史を通じたなかで、それぞれの地理的、経済的、文化的あるいは宗教的な中心地に、対応しているわけである。コミューヌはフランス革命までに、すでにそのほとんどが形成されていたが、行政と管理の組織と形態は、1884年4月の法律によって初めて法的に確立された。

その後19世紀から20世紀にかけて、2度にわたる世界大戦による動乱と、社会的、政治的組織の変革があったために、法律の改正が必要に迫られ、1957年5月22日の法律改正により、コミューヌ行政法 (Code de l'administration communale) または単に都市法 (Code municipal) と呼ばれる法律が布告されたのであった。

そのほか、以前からあった関係法も同時に改正され、施行されている。租税基本法、公衆衛生法、農村法、家族及び公的扶助法、森林法、都市計画及び居住法、電気法である。これら関係7法は、コミューヌが地方自治体として活動するために、きわめて重要な法律である。

2・議会と市長

コミューヌの機関には審議機関としての議会 (Le conseil municipal) と執行機関としての市長 (Le maire) とがある。

議員は6年毎に普通選挙によって選出される。各コミ

ューヌの議員数はコミューヌ行政法 (以下「法」という) 第16条によって規定され、人口100人以下の議員数9名を最低基準とし、最高では人口6万人を超えるコミューヌを37名と定め、その間を人口に応じた11段階に分けている。

しかし大都市の特例として、リヨンでは61名、マルセイユでは63名と法に規定されている。

議会は毎年4回 (2月、5月、8月、11月) に開催することが義務づけられている。会期は15日であるが、副知事 (Le sous-préfet) の許可を得て、延長することができる。予算を議決する会期に限って、6週間の会期が認められている。

市長は出席議員の3分の1、もしくは知事または副知事の要求に応じて、特別議会を召集することができる。

議会の審議機関としての権限は、行政組織、市有財産の管理、予算の議決という基本的な事項はもちろん、関係法との関連において、広範囲な分野に及んでいる。しかし、知事 (Le préfet) の行政監督権は、1959年の法律改正により弱められたとはいえ、財政に関してはなお強い権限をもっているようである。

コミューヌの長は、市長も村長もすべてル・メール (Le maire) と呼ばれる。

市長は議会において、議員の中から選出される。任期は6年であり、その職務は無給とされている。

市長は議会では議長をつとめると同時に、行政官である。フランスの行政が中央集権的だといわれる有力な根拠と思われるが、県知事は政令による任命制度がとられており、県内に行なわれるすべての国の行政について、各大臣の権限を代理する。そしてコミューヌの市長も、知事と同様に、中央権力を代行する政府職員としての資格において、法律及び規則 (des lois et règlements) を実施するための行政権をもっている。

コミューヌ内の司法権ならびに警察権も、市長が掌握している。そして公共の秩序を確保するために、規則を制定することができる。そのほか、戸籍官吏としての機能ももっている。

議会により選出された首席行政官という立場で、市長は議会の審議を準備し、その議決を執行する責任を負っている。行政執行は布令を発することにより行なわれるが、これらの布令に対して、知事は無効としたり、停止した

りする権限を留保している。

市長の補佐役として、助役<un adjoint>が置かれている。あるいは「市長補佐」と訳した方が適切かもしれない。

助役は市長と同様に、議会において議員の中から選出されるが、その数は法第54条に規定され、議員数と同様にコミューンの人口に応じて、2,500人以下では1名から、23.5万人を超える場合には12名までの、12段階に分けて規定されている。

リヨンの場合には、大都市の特例として、23名とし、必要な場合には2ないし3名の増員ができることとされている。

3・リヨン市役所

リヨン市の都市行政<Administration municipale>の責任主体が市長であることは、前に述べた通りである。そしてフランスの行政組織は、日本のそれとも英国のそれとも異なった、独得の形態をもっている。

市役所<Hotel de Ville>には8人の助役と4人の理事がいる。どちらも議員である。ここでは助役と訳しているが、直訳すれば市長補佐<Adjoint au Maire>と、委任された顧問<Conseillers délégués>であるが、その12名が市長の権限と事業を分担している。

業務分担を列記すると、次の通りである。

社会教育、都市施設と建物、財政、社会事業、儀式と祭典、市職員、社会保障、体育までを市長補佐が担当している。

理事は、経済事業、美術、都市警察のほか1人の理事は図書館、遺跡、戸籍、選挙、軍隊関係を担当している。これらの事務を行なう職員と、その行政組織は事務総長<Secrétaire général de la Ville>が統括している。これは英国の事務総長に対応する。そして事務総局と議会書記局がその下部組織になっている。

行政事業の事務局は第1部<1er division>から第7部までに分かれ、各部の業務は、市職員、都市警察と衛生、財政、社会事業と体育と学校、都市施設、文化事業、葬儀と墓地をそれぞれ担当し、各部ごとにさらに第1課<1er Bureau>から幾つかの課に分かれている。部長はChef de divisionであり、Directeurである。

4・地区事務所

地区事務所という訳語が適切かどうかは疑問であるが、フランスの大都市の中で、アロンディスマンをもっている都市は、パリ、リヨンそしてマルセーユの3都市だけである。

地区事務所<Mairies d'arrondissements>の管轄区域の面積と人口は、日本の大都市における区のそれとほぼ同じである。それにもかかわらず、区役所と訳さなかった理由は所管事務と職員数が、かつての地区事務所のそれに近いからである。

リヨンに第1から第9まで、全市域を分けて9地区事務所がある。各地区事務所の最高責任者は、それぞれ2人の助役<adjoints>が共同している。つまり地区事務所担当の助役が18名いるのであって、これは市長補佐という呼び方をしないのである。

所管事務は出生、死亡、婚姻という、日本とは制度的にまったく異なるが、戸籍事務を主に扱っているほか、義務教育の学事関係と生活扶助<公的扶助>等の申込みを、併せ扱っているだけである。

職員数はいずれも10人前後である。その筆頭は書記長<Secrétaire-chef>であり、行政事務長<chef de service administratif>と呼ばれ、日本の官庁の場合には、課長級か係長級に相当する職員である。

5・出先機関と事業部

市の出先機関と事業部の形態も、フランスらしい独得のものをもっている。

事業部としては、市建築事務所のように、部長のもとに、全市を5のSubdivionに分けて、一ヶ所にまとまっている大きなものもあれば、衛生課<Bureau d'hygiène>のように、医師が部長でありながら、課と同じ名称をもち、事務長が衛生課長の肩書をもっているところもある。

また、市社会扶助課<Bureau d'aide sociale de Lyon>は、福祉事務所に相当するものであるが、その長は会長<Président>と呼ばれている。

出先機関と事業部はその数も多く、組織も複雑である。市役所との関係、業務内容等あるいは市民との関係については、ここに詳述する余裕はないが、印象的には、必ずしも能率的な行政組織とはいえないようである。

4———あとがき

できるだけ、身近なものとしてご理解いただけるようにと思ひながら書き進んだために、一部分を割愛しなければならなくなったことは残念である。しかし、行政マンの目を見た英仏の地方自治体を紹介できたことは、誠に感激である。機浜市に海外派遣制度が確立した今日、今後、海外へ行かれる方々、そして横浜市の行政について考えていられる方々のご参考に、いささかでもお役に立てば幸いである。

5———参考文献・各市刊行資料

<参考文献>

<1>Mapstone, L An Introduction to Local Government in England and Wales The Estates Gazette, Ltd <1957>

再編成以前のロンドンの都市行政を知るには手頃な好著である。

<2>Robson, W The Government and Misgovernment of London Allen& Unwin <1948>

「東京都政に関する報告書」のロブソン博士の旧著であり、当時すでにロンドンの非能率性、非合理性を鋭く指摘している。

<3>Royal Commission on Local Government in Greater London, Report <1960>

<4>Richards, P G., The New Local Government System, Allen&Unwin, <1968>

<5>Cullingworth, J B Town and Country Planning in England and Wales, Allen&Unwin, <REVISED THIRD EDITION 1970>

<6>Code de L'administration Communale, Berger Levraut, <1971>

<7>FRANCE, La documentation française, <1871>

<8>Les Structures Communales en France, La documentation française, <1971>

<ロンドン・リオン各市刊行資料>

<1>Profile of the City of Westminster

<2>The City of Westminster

<3>Summary of Accounts Year ended 31 March

<1971>

<4>Public control functions, annual report <1971>

<5>London borough of Hammersmith

<6>STANDING ORDERS<1972>

<7>YEAR BOOK<1971—1972>

<8>A Guide to the Bosough's Health and Social Services

<9>Guide de l'administrateur de la Ville de LYON

<1965>

<10>Departement du Thone—Communaute urdaine de LYON—VILL DE LYON, Annuaire<1971—1972>

<11>édité par la Ville de Lyon, Lyon—Grande Ville d' Europe<1963>

<12>Le Rayonnement Français, Plaisir de France, novembre<1970>

<中区役所区長室調整係長>